

西宮市あゆみ保育実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労、疾病等により保育を必要とし、且つ、障害のある児童、特別な支援が必要な児童を、集団生活において他の児童と共に育ち合えるよう保育すること（以下、「あゆみ保育」という）により、当該児童の成長発達を促進し、相互理解を深め、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 あゆみ保育の対象となる児童は、保育所等を利用する児童（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下同法という。）第19条に掲げる小学校就学前の子どもとする。）のうち、集団保育において特別な支援の必要があると市長が認めた児童とする。

(実施施設等)

第3条 あゆみ保育は、同法第31条に基づく認定こども園のうち幼保連携型認定こども園、保育所、並びに第43条に基づく特定地域型保育事業において実施する。

(あゆみ面接)

第4条 市長は、あゆみ面接において、児童の観察等を実施し、集団保育における適切な処遇の方針を協議するものとする。

- 2 あゆみ面接の構成員は、市長の指定する医師、児童福祉に関し見識を有する者、その他市長が必要と認める者とする。
- 3 あゆみ面接は非公開とする。

(あゆみ審査会)

第5条 市長は、あゆみ審査会において、あゆみ面接にて協議を行った処遇の方針の確認を行う。また、市が認める専門機関を受診し、当該医師による意見書等の提出がある場合において、集団保育における適切な処遇の方針を協議するものとする。

- 2 あゆみ審査会の構成員は、市長の指定する医師、児童福祉に関し見識を有する者、その他の市長が必要と認める者とする。
- 3 あゆみ審査会は非公開とする。

(手続)

第6条 当該児童の保護者は、同意書及び必要に応じて医療機関の診断書並びに意見書等

を提出するものとする。

(保育の実施)

第7条 市長は、あゆみ審査会の結果を踏まえ、集団保育の適否を決定し、あゆみ保育を実施するものとする。

2 市長は、保育に従事する職員に対する研修等の充実を図り、保護者や関係機関と連携し、適切な保育が行われるよう努めなければならない。

(職員の配置)

第8条 市長は、あゆみ保育実施のために必要な加配保育士を配置する。

2 原則として3歳以上児2名につき1名の加配保育士を配置する。ただし、あゆみ審査会においてそれ以上の保育士配置が必要と判断された場合はその限りでない。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

付則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成11年8月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。